

安全重点施策

(令和7年)

当社では、安全管理規程の安全方針に「安全最優先の原則」を掲げ、船舶の安全管理態勢を整えることとしている。

本年の安全重点施策を以下の通り定め、会社及び本船が一丸となって安全運航に取り組むことを要望する。

記

目 標： 運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化・自然災害にともなう「事故ゼロ」を目指す。

期 間： 令和7年1月から12月迄

数 値 目 標： 荒天にともなう船体動揺による
旅客、貨物、船体、機関、船員の「事故ゼロ」

達成への取り組み： 責任者を安全統括管理者とする。

手 段：

目標達成の為に、船長は、あらゆる情報を入手し、事故未然防止のため事前に運航の可否判断を運航管理者と協議をおこなう。

運航管理者は、運航基準に定める運航中止条件に該当するときは、船長に対し船舶運航の中止指示を行う。

船長は、運航管理者から運航中止指示が出ない場合であっても、航海の安全を確保するため必要と判断する場合には、船舶の運航を中止する。